

平成30年4月版

平成30年6月発刊予定

介護報酬の解釈 3 QA・法令編

定価 本体4,300円+税/B5判・約1,300頁
ISBN978-4-7894-1529-3 C3047 ¥4300E



商品No.11423

厚生労働省発出のQ&Aをサービス別に整理して収載 関係法令も集成, さらに実務に精通するための一冊

- 厚生労働省によるQ&Aをサービス種別・内容に応じてまとめ、質問の対象となった単位数表等の該当部分とともに掲載しました。
- テーマごとの関連告示・通知と請求書・明細書の記載要領を集大成、介護報酬・指定基準の実務・運用の細部にふみこむ一冊です。

本書の構成(予定)

I 介護報酬Q&A

- (1)全サービス共通
- (2)居宅サービス・介護予防サービス
- (3)施設サービス
- (4)地域密着型サービス

- 厚生労働省「介護サービス関係Q&A」に準じた情報を掲載しています。
- 平成12年の制度発足時から平成29年度までのQ&Aは、介護報酬Q&Aと指定基準Q&Aに大別し、それぞれをサービス種別単位でまとめています。
- 平成30年度介護報酬改定に関するQ&Aは別掲しています。

II 指定基準Q&A(人員/設備/運営)

- (1)全サービス共通
- (2)居宅サービス・介護予防サービス
- (3)施設サービス
- (4)地域密着型サービス

III 平成30年度報酬改定Q&A

■法令・通知

- | | | |
|-------------------|--------------------|----------------|
| (1)単位数表関係告示 | (2)算定体制の届出 | (3)事務処理手順例・様式例 |
| (4)居住費・食費等の低所得者対策 | (5)介護給付費の請求 | (6)医療保険等との調整 |
| (7)介護扶助 | (8)介護予防・日常生活支援総合事業 | |

■請求書・明細書の記載要領

○介護報酬の請求に関する情報をまとめました。

①全サービス共通/②訪問系サービス

ものため、指定権者において対応可能であれば届出は必要ない。

【訪問系サービス関係共通事項】

集合住宅減算について

問5 月の途中で、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。
集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。
月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬(日割り計算が行われる場合は日割り後の額)について減算の対象となる。
なお、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基本報酬対型訪問介護費については減算の対象とならない。また、(介護予防)小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。
※平成24年度報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)訪問系サービス関係共通事項の間1は削除する。

問6 同一の建物に対する減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。
同一の建物に対する減算については、利用者が事業所と同一の建物に入居した日から退去した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。
また、月の定額報酬である介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護費については、利用者が事業所と同一の建物に居住する日があるサービスに係る報酬(日割り計算が行われる場合は日割り後の額)について減算の対象となる。なお、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基本報酬対型訪問介護費については減算の対象とならない。

平成30年度報酬改定Q&Aでは、削除されたQ&Aや修正される前のQ&Aがあった場合はあわせて掲載

介護報酬・I 全サービス

全サービス共通

Q1 利用者自己負担額の請求 10円単位の請求は可能か 124.28 [5] W.4

医療機関においては、従来より利用者負担額は10円単位の請求であったため、同じ取扱も考えられないか。
そのような取扱はない。

厚生労働省発出のQ&Aに準じて掲載

介護報酬通知(平12老念36号)・第2の1・(1)(居宅サービス等の例)

(1) 単位数表における繰越処理について

① 単位数表算定の際の繰越処理
単位数の算定については、基本となる単位数に繰越の計算(例えば、前年度に、小取組以下の繰越処理(四捨五入)を伴っていくことと等価としていく計算となる。
(例) 訪問介護(身体介護中心、30分以上1時間未満(388単位))
・事業所と同一の建物に居住する利用者に対するサービスを行う場合、所定単位数の90%を算定
・事業所と同一の建物に居住する利用者に対するサービスを行う場合、所定単位数の20%を加算

必要に応じて関連する法令・通知を参考として掲載。また、関係告示等は参照箇所を明示

② 金額計算
算定するサービス単位の合計額を算定する。

(例) 前記
小取組以下の繰越については「切り捨て」
地区別(1級地区)
加算等を加えた一体系の合成コードとし(整数値)である。

Q2 要介護状態区分が途中で変更の場合 どちらの区分で請求するか 124.28 [14] Z2

要介護状態区分が途中で変更になった場合の請求について
例えば4月15日に区分変更申請を行い、要介護2から要介護3に変更となった場合、14日まで「要介護2」に応じた単位数で請求し、15日からは「要介護3」に応じた単位数で請求する。また、変更申請中における当該月の報酬請求については、要介護状態区分の結果が判明した後に行うことになる。なお、4月分の区分支給限度基準額については、重い方の要介護状態区分である「要介護3」の区分支給限度基準額を適用する。

Q3 請求に関する消滅時効 時効成立期間の請求 143.1 [12] Z

平成12年4月サービス提供分に係る介護報酬は、事業者による請求(代理受領)の場合、平成14

I 単位数表関係告示

(4)施設基準 平成27年3月23日 厚生労働省告示第96号

厚生労働大臣が定める施設基準

(旧:平成12年2月10日 厚生省告示第26号)
(全部改正:平成24年3月13日 厚生労働省告示第97号)
(全部改正:平成27年3月23日 厚生労働省告示第96号)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生労働省告示第97号)の全部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

給付費単位数表の訪問看護費の注2に係る施設基準
連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の名称、住所その他の必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)であること。

四 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3に係る施設基準
1月当たり延訪問回数が100回以下の指定訪問看護事業所であること。

厚生労働大臣が定める施設基準
一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)別表第1「介護報酬の算定に用いる単位数表(以下「介護報酬給付費単位数表」という。))の注12に係る施設基準
1月当たり延訪問回数が100回以下の指定訪問看護事業所であること。

二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注3に係る施設基準
1月当たり延訪問回数が100回以下の指定訪問入浴介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第4条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。)であること。

三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3に係る施設基準
1月当たり延訪問回数が100回以下の指定訪問看護事業所であること。

介護報酬の解釈 単位数表編では略記掲載されている関係告示を、原文で明示

第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)が指定介護予防通所介護事業者(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第3号の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に関する介護予防のための政策的支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)以下

I 介護給付費請求書

介護給付費請求書等の記載要領について

(平成13年11月16日 老老発第31号/最終改正:平成27年3月27日 老老発0327第1号・老老発0327第1号・老老発0327第2号 別紙13)

1 介護給付費請求書に関する事項(様式第一)

- (1) サービス提供年月
請求対象となるサービスを提供した年月を併せて、「年」「月」それぞれ右詰で記載すること。
- (2) 請求先
保険者名、公費負担者名等を記載すること。ただし、記載を省略して差し支えないこと。
- (3) 請求日
審査支払機関へ請求を行う日付。
- (4) 請求事業所
① 事業所番号
指定事業所番号又は基準該当事業所番号
② 名称
指定を受けた際に届け出た事業所名称
③ 所在地
指定を受けた際に届け出た事業所所在地
④ 連絡先
審査支払機関、保険者からの問い合わせ先
⑤ 保険請求(サービス費用に係る部分)
保険請求の介護給付費明細書(生活介護の介護給付費明細書(生活介護の介護給付費明細書)を除く。)について以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄には2つの区分の合計を記載すること。
① 件数
保険請求対象となる介護給付費明細書の件数(介護給付費明細書の様式2に被保険者等1人分の請求を1件とする。)を記載すること。
② 単位数・点数
保険請求対象の単位数及び点数の合計を記載すること。
③ 費用合計
介護給付費明細書の保険請求対象単位数(点数)に単位数(点数)あたり単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)の合計を記載すること(金額は保険請求額、公費請求額及び利用者負担の合計額)。
④ 保険請求額
介護給付費明細書の保険請求額の合計額を記載すること。
⑤ 公費請求額
介護給付費明細書の公費請求額の合計額を記載すること。
⑥ 利用者負担
介護給付費明細書の利用者負担額と公費分本人負担額を合計した額を記載すること。
⑦ 保険請求(特定入所者介護サービス費等に係る部分)
保険請求の介護給付費明細書(生活介護の介護給付費明細書を除く。)について以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄には2つの区分の合計を記載すること。
① 件数
特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費(以下「特定入所者介護サービス費」という。)を請求する件数を記載すること。

請求書・明細書等の記載要領通知のほか、算定体制の届出・医療保険等との給付調整などに関連する法令・通知も掲載